

志木市後見ネットワークセンター便り

成年後見制度とは？

認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が十分でないために、自分自身で契約や財産管理等の法律行為を行うことが難しい場合、家庭裁判所から選任された成年後見人等（保佐人・補助人含む）がその方の支援をする制度です。



成年後見制度の利用者数は？

成年後見制度の利用者数は、3 類型（後見・保佐・補助）を合わせて約25万人となっています（令和6年12月末時点）。そのうち、後見の割合は約7割を占めています。

制度を利用するのは、認知症高齢者のほかにも知的・精神障がい者などの判断能力の十分でない人も含まれますが、認知症高齢者数は現在約500万人と推計されており、その数と比較しただけでも、本来制度を利用すべき人に十分に行き届いていない現状があります。



成年後見制度をより多くの人が理解し必要な人が利用できるよう、後見ネットワークセンターでは以下の取り組みを行っています。

○相談支援

成年後見制度や利用手続きなど、成年後見制度に関する相談に応じています。また、親族後見人の相談支援も行います。

○法律相談

成年後見制度を始めたとした権利擁護に関する相談に無料で応じています。金曜日の午後（月4回・予約制）、司法書士または弁護士が対応します。

○普及啓発

講演会や出前講座、親族後見人向けの交流会などを実施しています。

○市民後見人の養成・活動支援

成年後見人等の担い手を確保するため、市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の養成と育成を行っています。また、市民後見人の活動支援として、「市民後見人の集い」の運営支援をしています。



（市民後見人の集い）

市民後見人養成講座

参加者の声

- ～市民後見人Aさんにインタビューしました～

FP（ファイナンシャルプランナー）の資格を通じて、市民後見人の必要性を知りました。高齢者のみならず、認知症や障がいなどで支援を必要とする方が安心して暮らせる社会の一助になりたいと考えて受講しました。

いつも「本人に寄り添う気持ち」を大切にしています。丁寧に話を伺い、何か不安があるようであれば和らげる工夫をしながら、「本人がその人らしい生活を送る権利」を守れるよう心がけています。

市民後見人について少しでも気になっている方は、ぜひイベントにお越しください♪

日時：12月13日（土）10時～11時30分

場所：マルイファミリー志木8階 市民会館仮設会議室



新しい一歩を踏み
出すきっかけにな
ります！

連絡先：048-456-6021（直通）

次回発行は、令和8年3月予定です